

掛川市中小企業等省エネ設備導入事業費補助金取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、掛川市中小企業等省エネ設備導入事業費補助金交付要綱(令和5年6月1日施行。以下「要綱」という。)に基づき交付する補助金の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 要綱第2(3)の中小企業者等の定義は、次の各号の法人及び個人とする。

(1) 会社及び個人事業主(次の表に示す資本金又は従業員数のいずれかに該当するものに限る。)

業種分類	資本金	従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
製造業、建設業、運輸業その他の業種のうち、ゴム製品製造業(一部を除く。)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業(下記以外)	5千万円以下	100人以下
サービス業のうち、ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
サービス業のうち、旅館業	5千万円以下	200人以下

(2) 私立学校法に規定する学校法人

(3) 社会福祉法に規定する社会福祉法人

(4) 医療法に規定する医療法人

(5) 一般社団法人、一般財団法人並びに公益社団法人、公益財団法人等の公益法人等

(6) 農事組合法人、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等

(7) 中小企業等協同組合、商店街振興組合、消費生活協同組合等の協同組合等

(8) 特定非営利活動促進法に基づき法人格が付与された特定非営利活動法人

(市長が別に指定する補助金)

第3条 要綱第2(3)イの市長が別に指定する静岡県が交付する補助金とは、一般社団法人静岡県環境資源協会が定める静岡県中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金をいう。

(交付申請)

第4条 要綱第4(1)イの市長が必要と認める書類とは、静岡県中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金に係る交付決定通知及び一般社団法人静岡県環境資源協会へ提出した書類のうち、次に掲げるものの写しをいう。

ア 交付申請書

イ 実施計画書

- ウ 収支予算書
- エ 温室効果ガス排出削減計画書
- オ 省エネ計算シート
- カ 更新前後の設備状況がわかる書類
- キ 更新前の設置状況写真及び設置位置図
- ク 見積書
- ケ 法人の場合は、法人登記事項証明書
- コ 個人事業主の場合は、住民票の写し
- サ 建物登記事項証明書

(実績報告)

第5条 要綱第7(2)の市長が必要と認める書類とは、静岡県中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金に係る交付確定通知及び一般社団法人静岡県環境資源協会へ提出した書類のうち、次に掲げるものの写しのうち該当するすべての書類をいう。

- ア 実績報告書
- イ 事業実績書
- ウ 収支報告書
- エ 更新後の設置状況写真及び設置位置図
- オ 工事についての契約書又は発注書・注文請書
- カ 納品書又は工事完了届
- キ 検収書
- ク 請求書及びその請求内訳書
- ケ 振込受領書等支払を証する書類
- コ リースの場合は、リースに関する資料

(委任)

第6条 この取扱要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年度分の補助金に適用する。